

建設リサイクル法の施行状況

1. 分別解体等の実施について

対象工事規模の考え方

建設廃棄物発生量の多くを占める建築物の解体工事について、全工事(対象外工事を含む)の特定建設資材廃棄物の再資源化等率が95%となる規模基準を算定。

その他の建築工事については、基準規模の解体工事と同量程度の廃棄物発生量となる規模基準を設定。土木工事等は廃棄物発生量カバー率を基に基準を設定。

工種	対象工事規模基準	規模基準の考え方 (H7年度建設副産物実態調査のデータ等を基に設定)
建築物の解体工事	床面積の合計:80m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物量と床面積との相関性あり 床面積を基準とする ・特定建設資材廃棄物について、対象建設工事は再資源化等率100%、対象外工事は42%(=H7再資源化等率)とした場合、全工事の再資源化等率が「建設リサイクル推進計画'97」のH12目標(90%)を上回る95%となる規模基準を算定
建築物の新築・増築工事	床面積の合計:500m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物量と床面積との相関性あり 床面積を基準とする ・規模基準の解体工事(床面積合計80m²)と同量程度の廃棄物発生量となる規模基準を算定
建築物の修繕・模様替工事	請負代金の額:1億円	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物量の床面積との相関性低い 請負代金を基準とする ・規模基準の解体工事(床面積合計80m²)と同量程度の廃棄物発生量となる規模基準を算定
その他工作物工事 (土木工事等)	請負代金の額:500万円	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物量の床面積との相関性低い 請負代金を基準とする ・対象工事の建設資材廃棄物発生量カバー率について、建築物解体工事(約91%)と同等以上となる規模基準を算定

【備考】都道府県は条例で対象工事規模の上乗せ基準を設けることができるが、H19.10現在、上乗せ基準の設定実績は無し。
(なお、横浜市においては、指導要綱により床面積合計80m²以下の解体工事についても届出対象としている)

全建設工事に占める対象工事のカバー率

「建築着工統計」や「建設副産物実態調査」(ともに国土交通省)等をもとに、全建設工事に占める建設リサイクル法対象工事の割合(カバー率)を推計。

建築物解体工事においては、対象工事(全工事件数の7割)で94%の廃棄物発生量をカバー。

工 種	対象工事規模	対象工事カバー率(推定値)			
		工事件数		廃棄物発生量	
		H7	H17	H7	H17
建築物の解体工事	床面積合計 80m ² 以上	64.8%	70.9%	91.3%	93.7%
建築物の新築・増築工事	床面積合計 500m ² 以上	4.8%	5.2%	43.7%	52.0%
その他工作物工事 (土木工事等)	請負代金の額 500万円以上			96.6%	95.2%

廃棄物発生量は床面積合計又は請負金額より推定

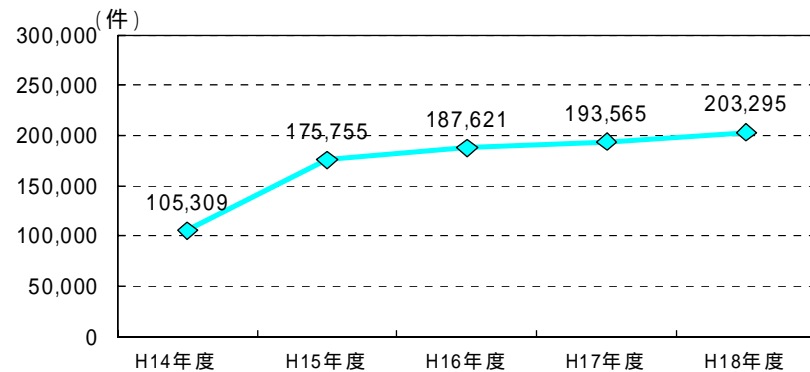
対象工事届出・通知件数の推移 (1/3)

建築物の解体工事

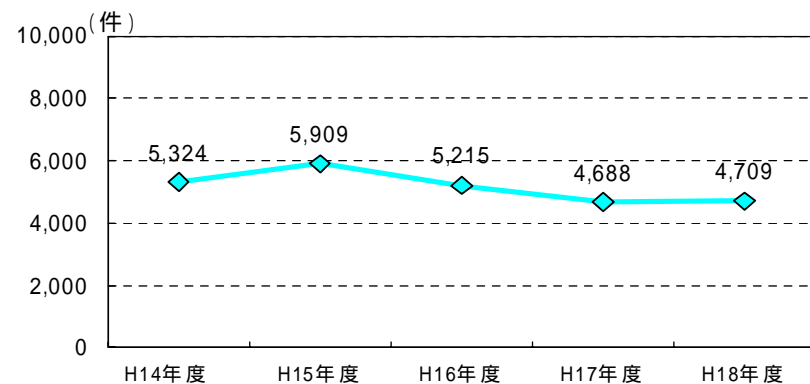
届出・通知件数(合計)は、着実に増加している。

民間工事が主体であるため、届出・通知件数の9割以上が10条届出である。

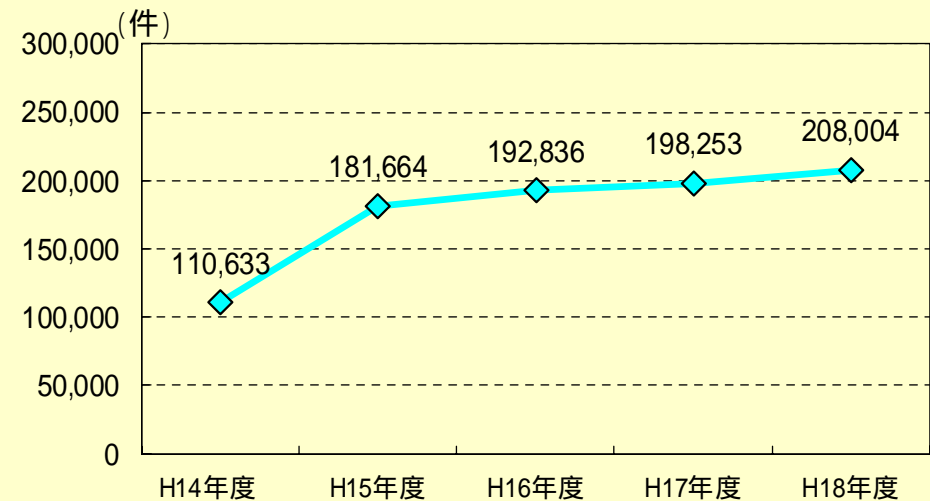
【10条届出】民間工事の発注者又は自主施工者(工事着手7日前までに)



【11条通知】国の機関又は地方公共団体(工事着手前)



【合計】:届出 + 通知



H14年度は、平成14年6月～平成15年3月の期間

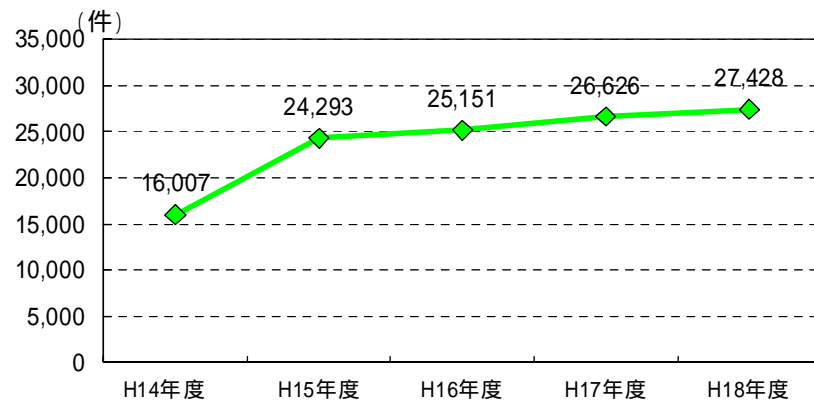
対象工事届出・通知件数の推移(2/3)

建築物の新築・増築工事

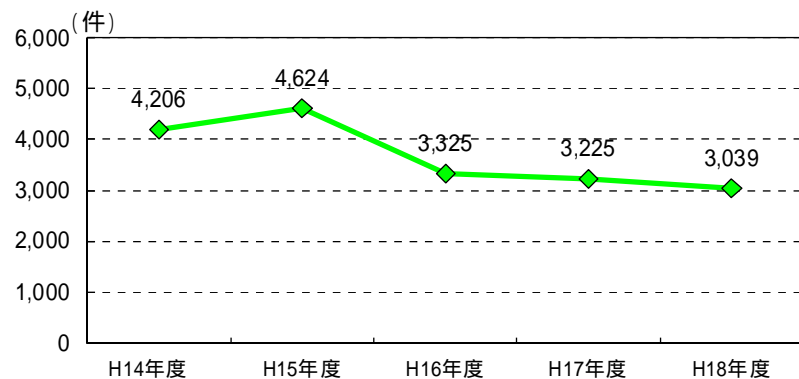
届出・通知件数(合計)は、微増傾向である。

民間工事が主体であるため、届出・通知件数の8割以上が10条届出である。

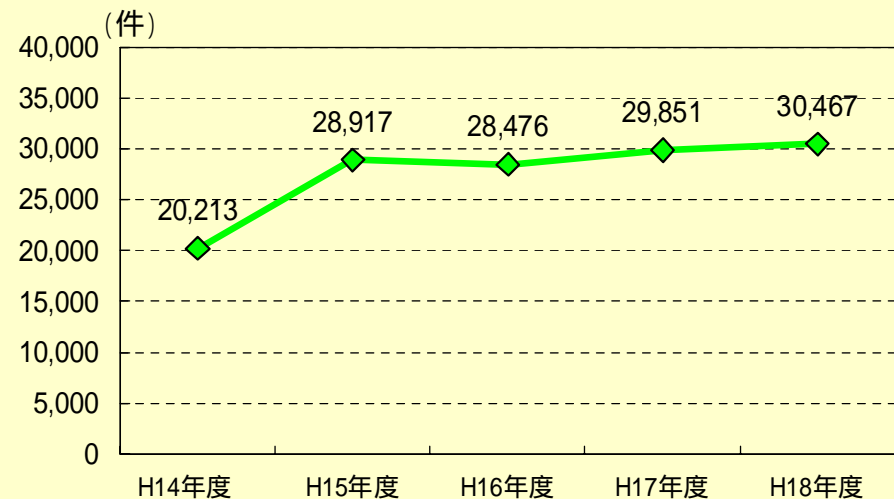
【10条届出】民間工事の発注者又は自主施工者(工事着手7日前までに)



【11条通知】国の機関又は地方公共団体(工事着手前)



【合計】:届出 + 通知



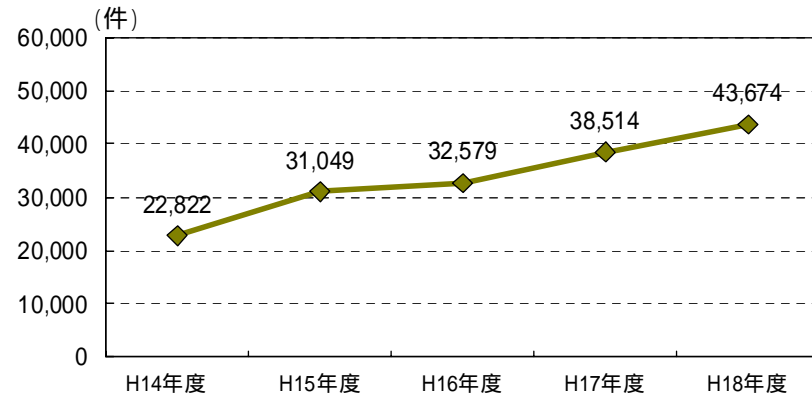
H14年度は、平成14年6月～平成15年3月の期間

対象工事届出・通知件数の推移 (3/3)

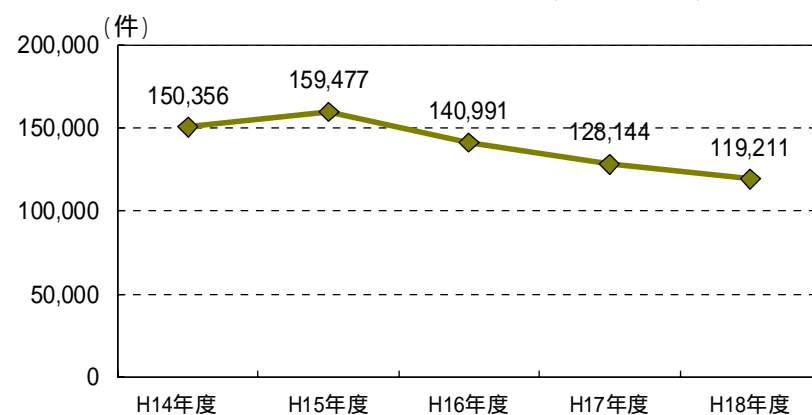
その他工作物工事(土木工事)

届出・通知件数(合計)は減少傾向である(ただし、民間工事の10条届出は増加)。
公共工事が主体であるため、届出・通知件数の約8割が11条通知である。

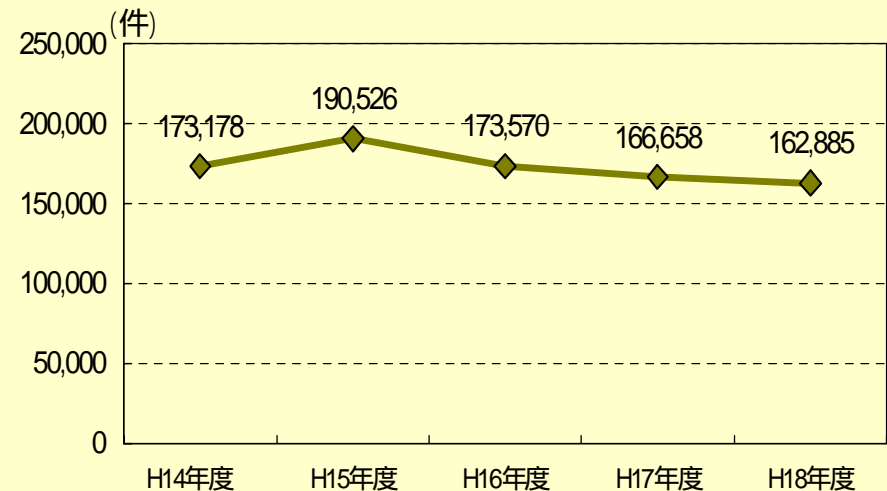
【10条届出】民間工事の発注者又は自主施工者(工事着手7日前までに)



【11条通知】国の機関又は地方公共団体(工事着手前)



【合計】:届出 + 通知



H14年度は、平成14年6月～平成15年3月の期間

対象工事件数及び届出・通知率の推計

「固定資産の価格等の概要調査(総務省)」や「建築着工統計(国土交通省)」等をもとに、建設リサイクル法の対象工事件数を推計。

対象工事のうち届出・通知がなされているのは、建築物の解体工事で約70%、新築・増築工事及び修繕・模様替工事で約80%(以上平成17年度)、その他工作物工事(土木工事等)で約90%(平成18年度)程度と推定される。

工 種	対象工事件数 (推計値)	届出・通知件数	届出・通知率 (推計値)	参考データ
建築物の解体工事 (平成17年度)	約30万件	198,253件	約70%	・固定資産の価格等の概要調査(総務省) ・建築着工統計(国土交通省)
建築物の新築・増築 工事及び修繕・模様 替工事 (平成17年度)	約3.9万件	29,850件	約80%	・建築着工統計(国土交通省) ・増改築・改装等調査結果(国土交通省)
その他工作物工事 (土木工事等) (平成18年度)	約19万件	162,885件	約90%	・建設工事受注動態統計調査 (国土交通省)

分別解体等に係る施工方法に関する基準

主務省令において、特定建設資材をその種類毎に分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準を定めている。

(内容は一般的な分別解体工事の手順に準拠したもの)

1. 対象建築物等に関する調査の実施

- 対象となる **建築物等及びその周辺状況、作業場所、搬出経路、残存物品** (家具や家電製品等、発注者の責任において処理されるべきもの等) **の有無、付着物** (吹付け石綿その他の特定建設資材に付着したもの) **の有無等**

2. 分別解体等計画の作成

- 工事種類、調査結果、事前措置内容、工程順序、作業内容、特定建設資材廃棄物の発生見込み量等**

3. 分別解体等適正実施確保のための事前措置の実施

- 作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認、付着物の除去等**

4. 計画に基づく解体工事の施工

【作業手順】 建築物の構造上その他施工技術上これにより難しい場合はこの限りではない

建築物

建築設備、内装材その他の建築物の部分 (**屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く**) の取り外し
屋根ふき材 の取り外し
外装材及び構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたもの の取り壊し
基礎及び基礎ぐい の取り壊し

建築物以外のもの(工作物)

さく、照明設備、標識その他の**工作物に附属するもの** の取り外し
工作物のうち**基礎及び基礎ぐい以外の部分** の取り壊し
基礎及び基礎ぐい の取り壊し

解体工事を営む際の許可・登録制度

建設業許可を受けずに軽微な解体工事を営もうとする者は、建設リサイクル法の解体工事業の登録が必要(登録業者数:7,831業者(平成19年3月現在))。

建設業法による許可業者

軽微な工事 以外を請け負う者

建築工事業:193,083業者

土木工事業:158,429業者

とび・土工工事業:164,961業者

(注)解体工事を営む者は左記3業種の許可業者の一部である。また、1つの業者で複数業種の許可を受けている場合がある。

建設リサイクル法による登録業者

軽微な工事 のみを請け負う者

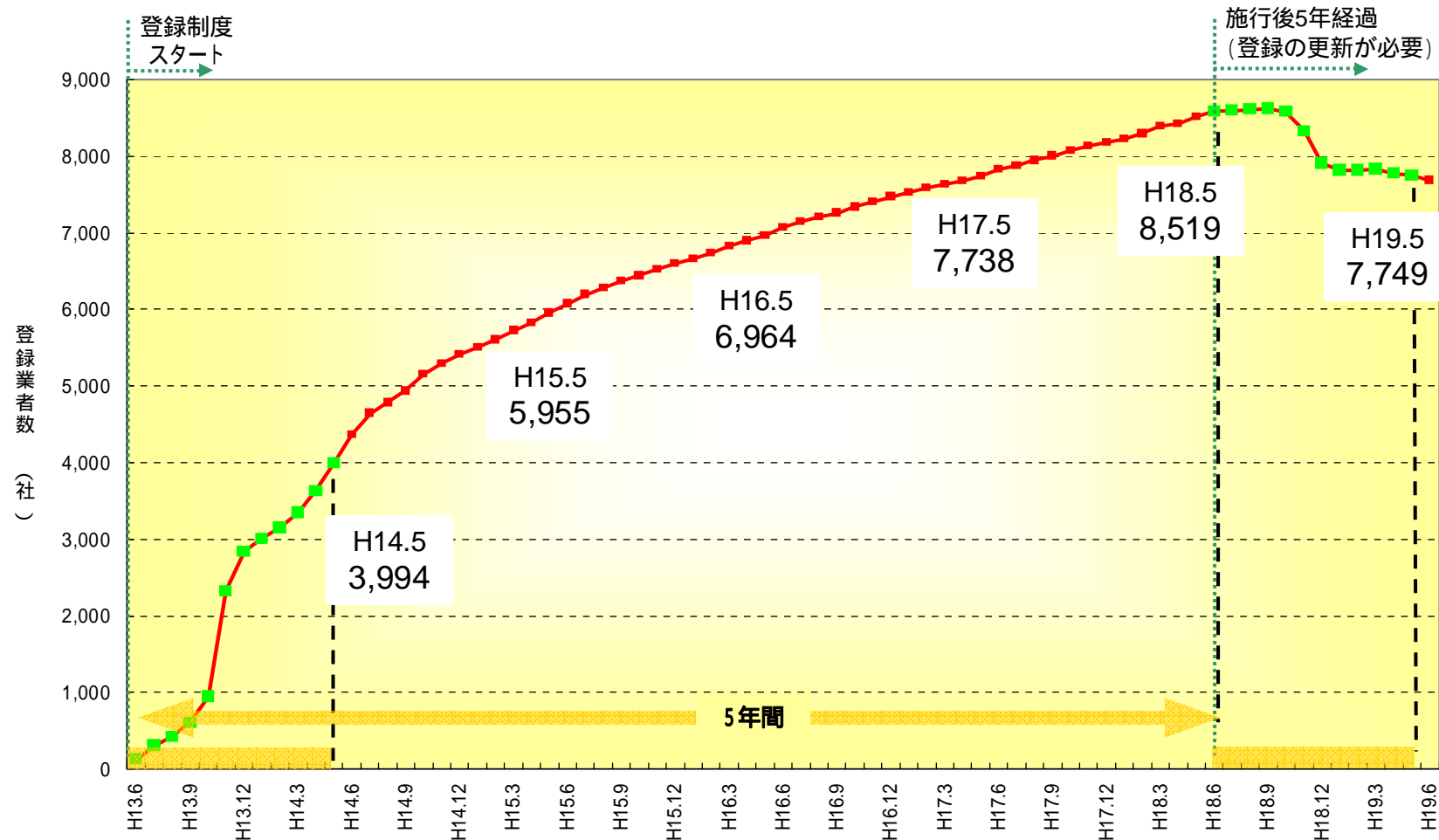
← 解体工事業者:7,831業者

軽微な工事 建築工事業:1,500万円未満の工事又は延面積150m²未満の木造住宅工事
とび・土工工事業及び土木工事業:500万円未満の工事

数値は平成19年3月末現在

解体工事業登録業者数の推移及び分析(1/3)

登録開始から5年間(～H18.5):登録業者数は順調に増加
5年経過後(H18.6～):登録未更新に伴う失効により、登録業者数が減少

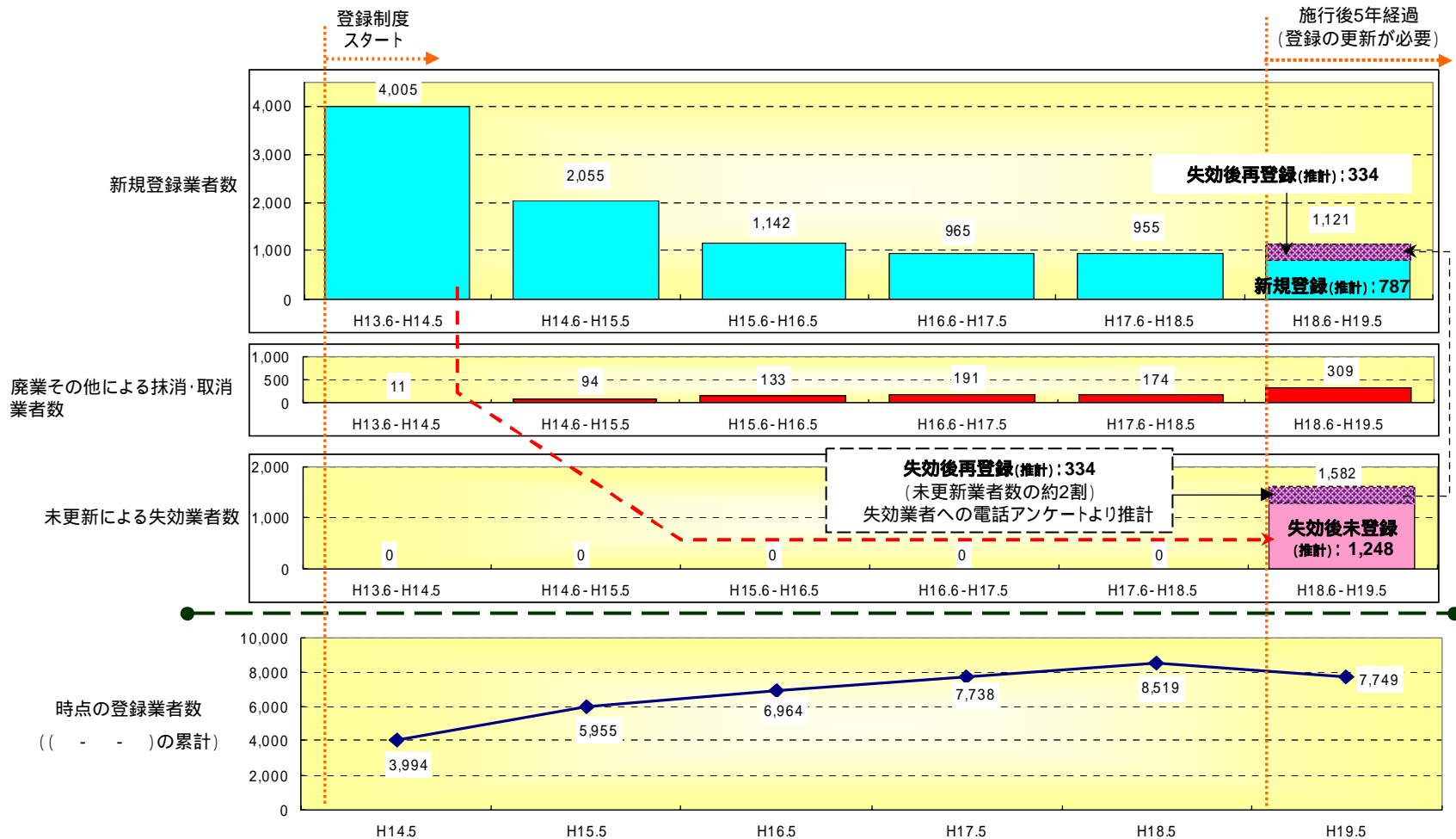


(算出方法) 登録業者数累計(時点) - 登録抹消・取消・失効業者数累計(時点)

解体工事業登録業者数の推移及び分析(2/3)

施行直後は多くの登録があったが、近年は落ち着いている。

登録の更新時期を迎えたH18.6以降、登録の抹消・取消が増加している。
また、登録更新の手続きをせずに失効した業者も多いものと推測される。

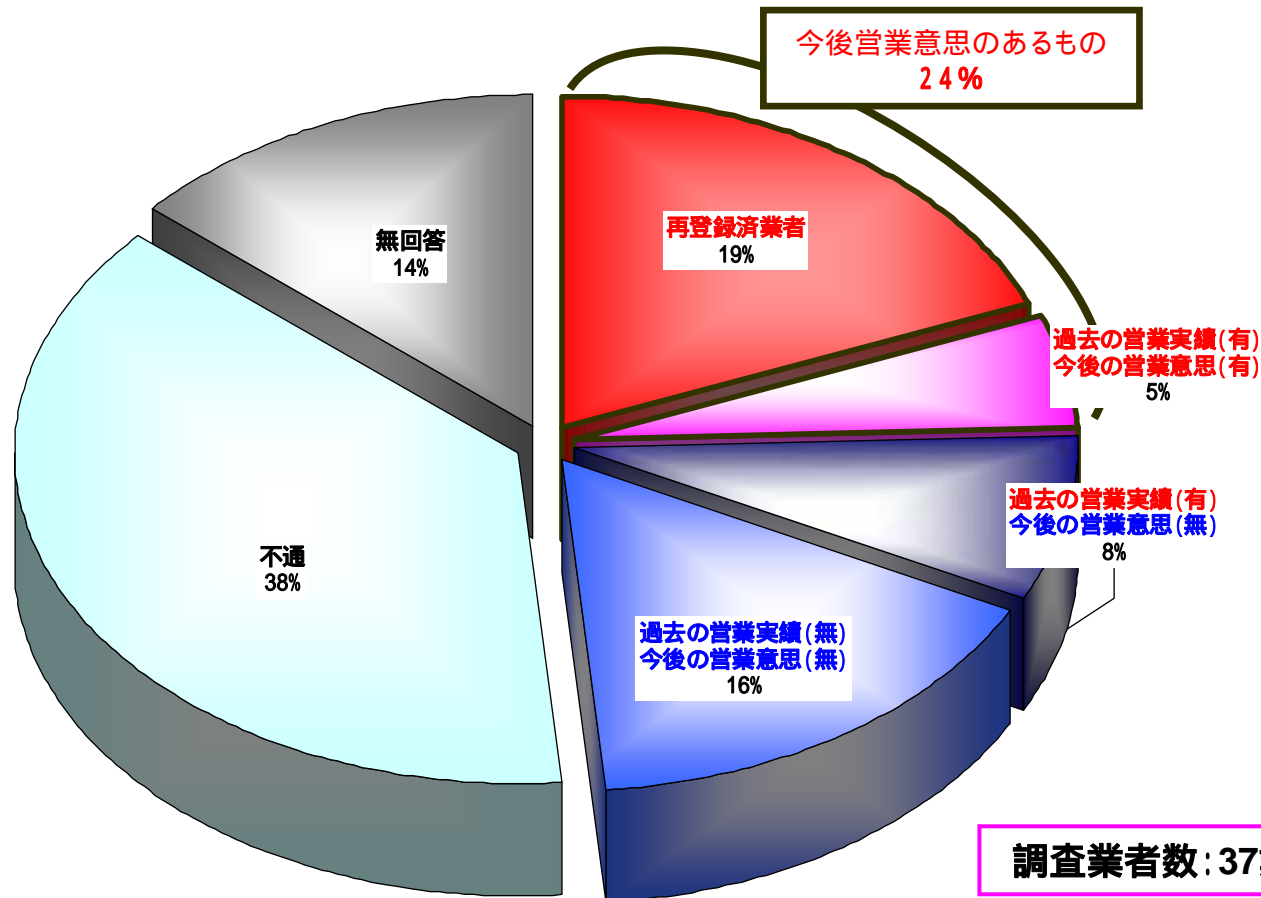


解体工事業登録業者数の推移及び分析(3/3)

5年未更新による登録失効業者の内訳(A県における電話アンケート結果)

アンケート調査によると、未更新業者のうち、失効後再登録を行ったものは約2割で、今後も解体工事業を営む意思のあるものは約4分の1である。

登録業者の中にも、営業実績や意思のない者が一定割合存在する可能性が高い。



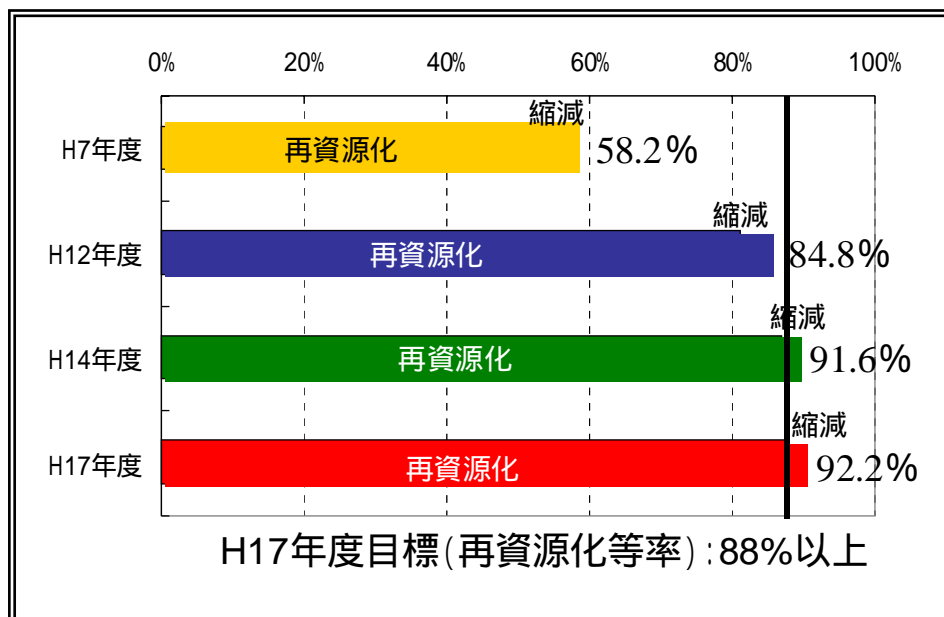
2. 再資源化等の実施について

建設資材廃棄物の再資源化率等の推移 (1/3)

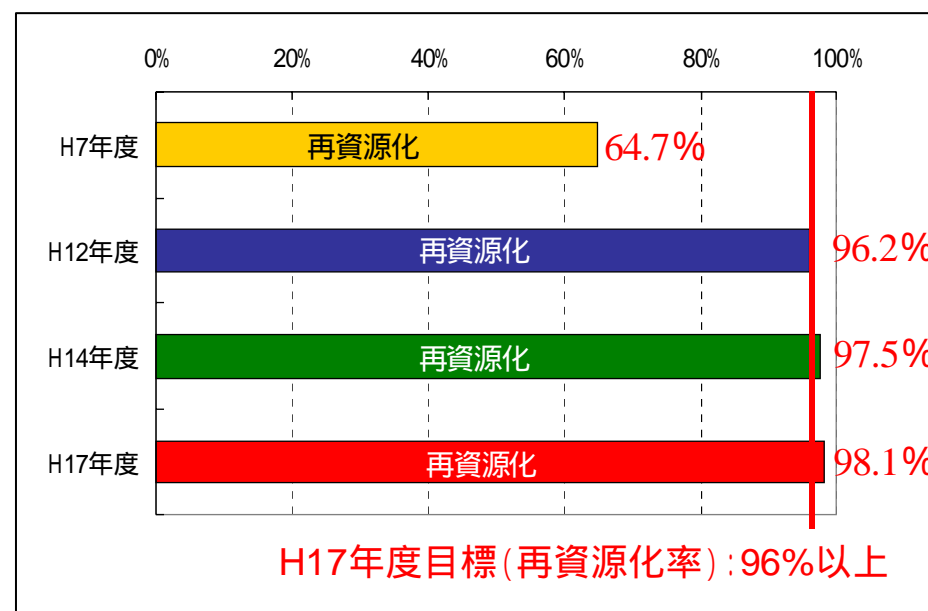
建設廃棄物合計の再資源化等率は、平成7年度と比較して着実に上昇しており、平成17年度目標を達成している。

コンクリート塊の再資源化率は、平成7年度と比較して着実に上昇。平成17年度目標を達成しており、ほぼ100%に近い値となっている。

建設廃棄物合計



コンクリート塊



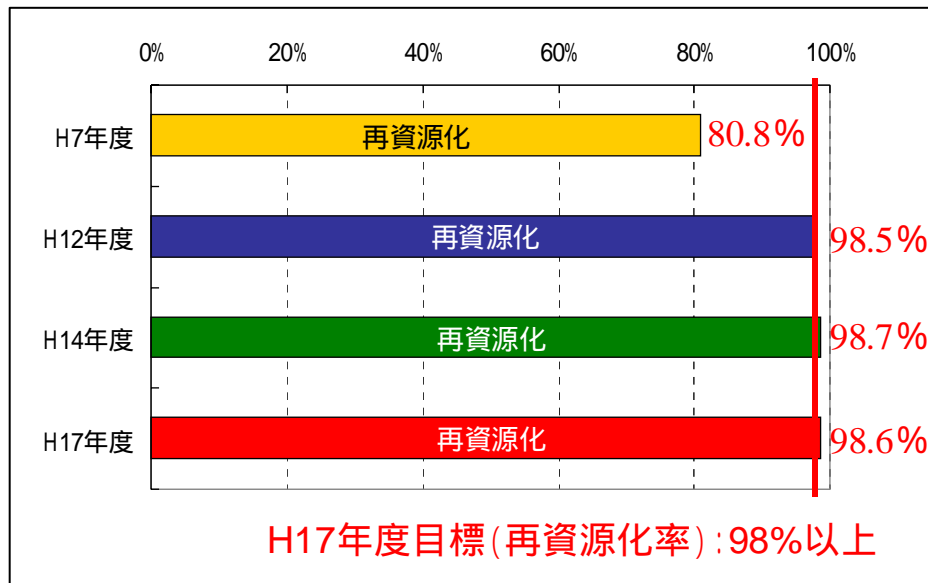
出典: 建設副産物実態調査
(国土交通省)

建設資材廃棄物の再資源化率等の推移 (2/3)

アスファルト・コンクリート塊の再資源化率は、平成7年度と比較して着実に上昇。平成17年度目標を達成しており、ほぼ100%に近い値となっている。

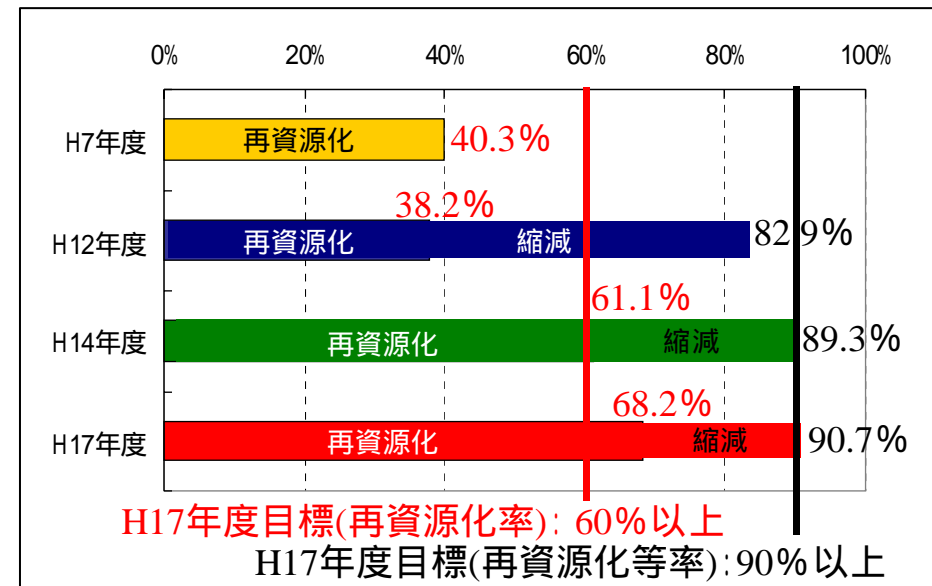
建設発生木材(伐木材等含む)の再資源化率は、建設リサイクル法が完全施行された平成14年度に38% 61%と大きく上昇。平成17年度は68%で目標を達成。一方で、依然として2割程度が縮減(単純焼却による減量)されている。

アスファルト・コンクリート塊



出典: 建設副産物実態調査 (国土交通省)

建設発生木材(伐木材等含む)



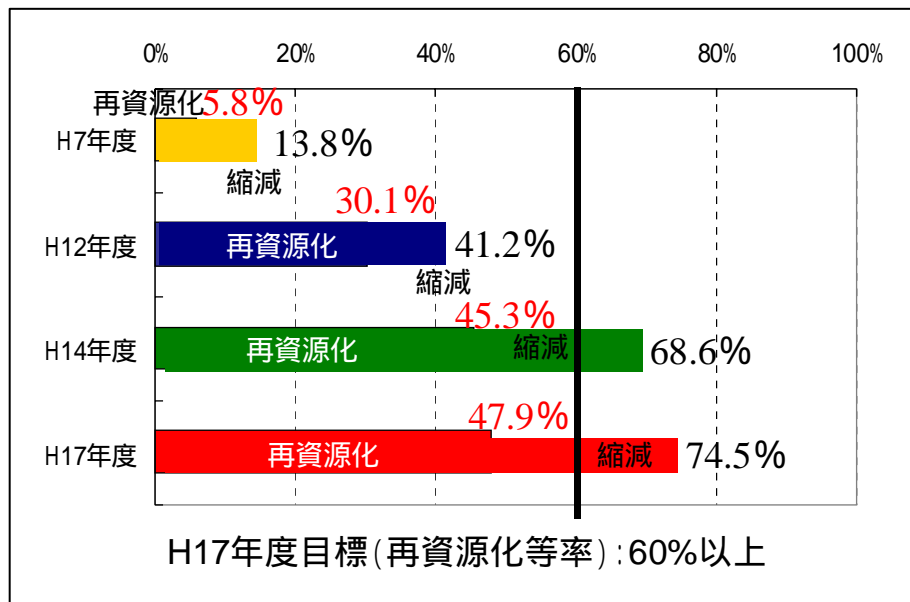
(備考) 建設発生木材の縮減基準
 工事現場から50km以内に再資源化施設が無い場合
 工事現場から再資源化施設までの道路が整備されておらず、かつ焼却施設までの運搬費用が再資源化施設までの運搬費用より低い場合
 都道府県は条例での上乗せ基準を設けることができるが、H19.10現在、上乗せ基準の設定実績は無し。

建設資材廃棄物の再資源化率等の推移 (3/3)

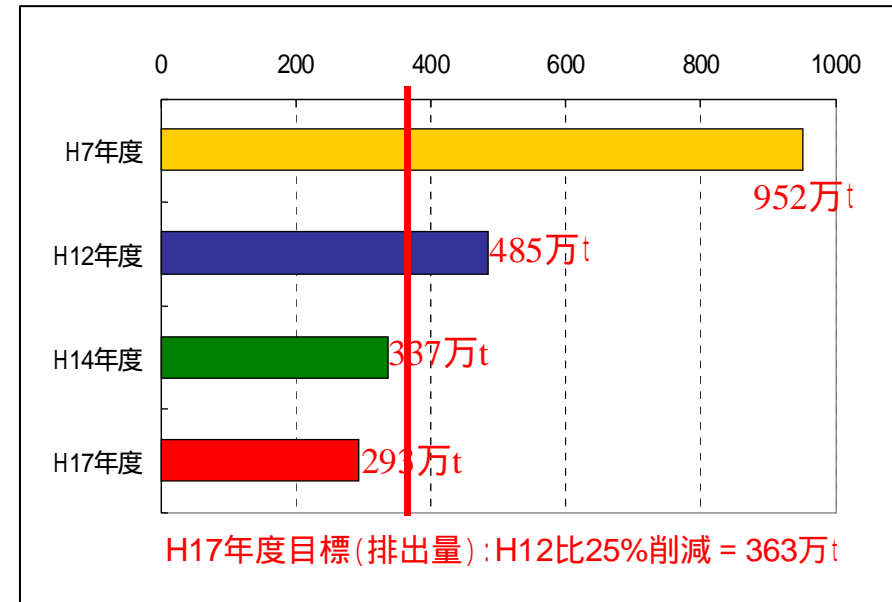
建設汚泥の再資源化等率は平成7年度以降着実に上昇し、目標を達成しているが、近年は再資源化率の上昇が鈍化している。

建設混合廃棄物の場外排出量は減少傾向にあり、平成17年度排出量は平成12年度排出量から約4割削減している。

建設汚泥



建設混合廃棄物(排出量)

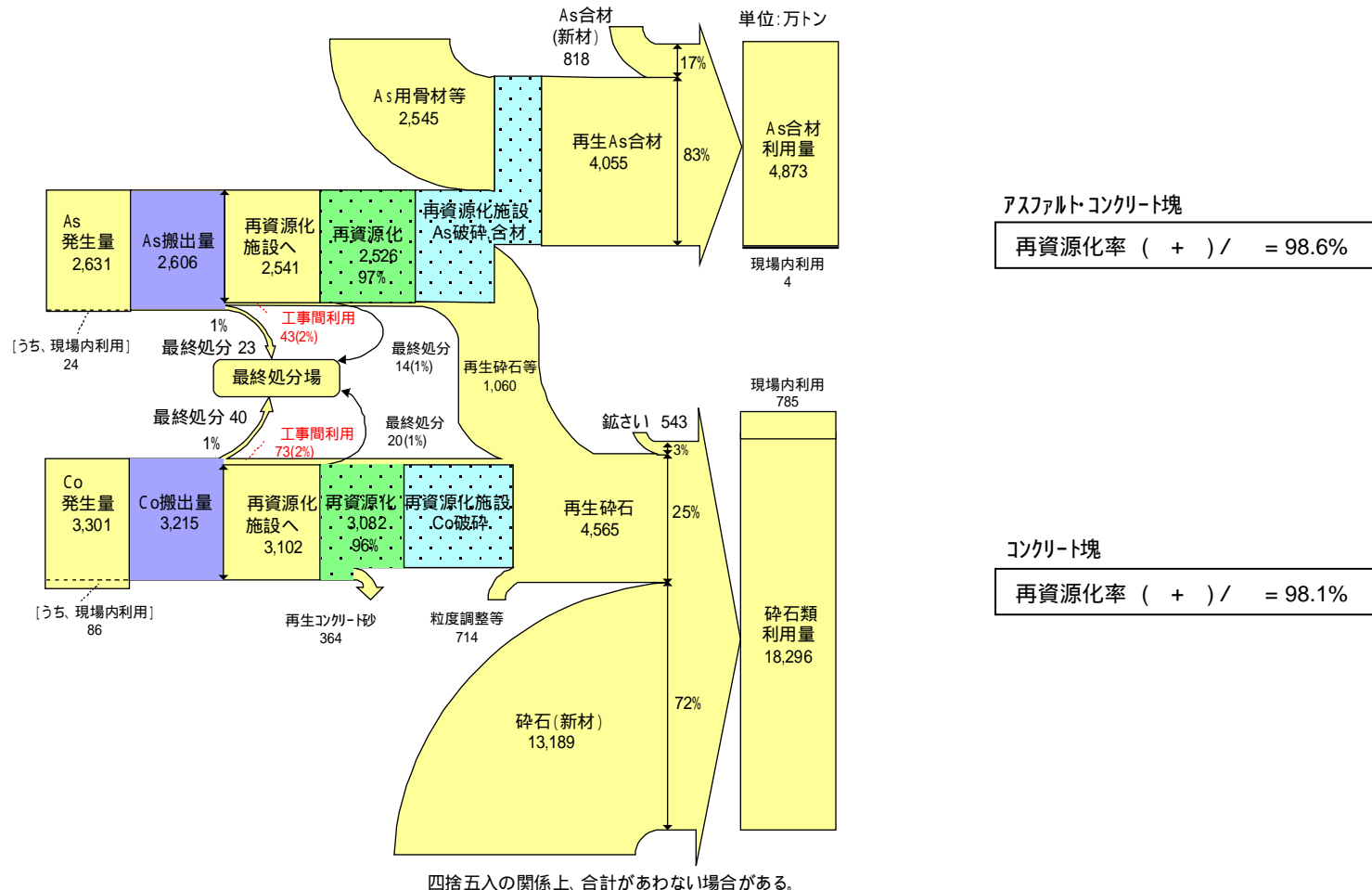


出典: 建設副産物実態調査 (国土交通省)

特定建設資材廃棄物のリサイクルフロー (1/2)

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

建設工事から発生したコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は、そのほとんどが再資源化施設で破砕されたのち、建設工事にて「再生砕石」や「再生アスファルト合材用骨材」等として利用されている。

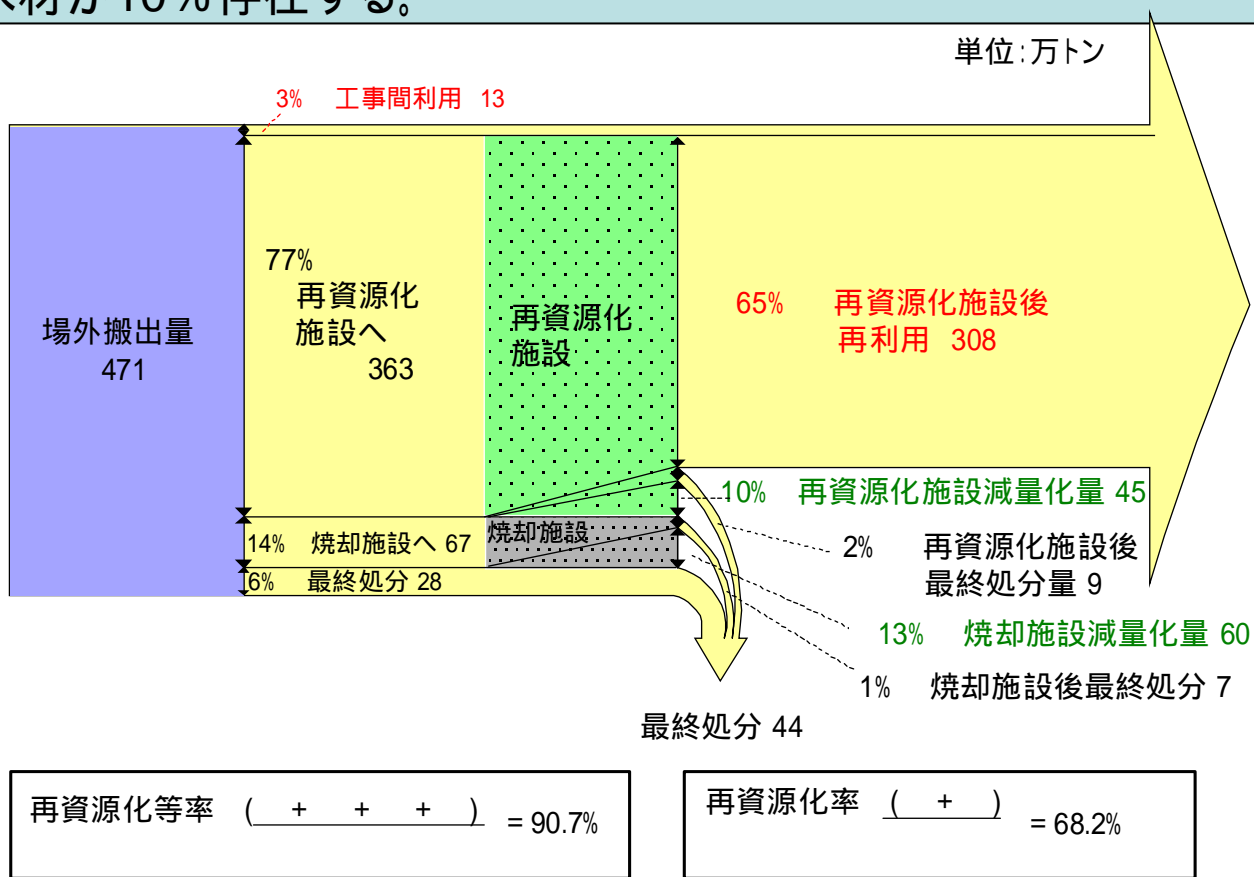


特定建設資材廃棄物のリサイクルフロー (2/2)

建設発生木材(伐木材等含む)

建設工事から発生した建設発生木材(伐木材等含む)は、77%が再資源化施設へ搬入され、破砕(チップ化)されている。

一方、焼却施設にて縮減された木材が13%、再資源化施設に搬入されたのち縮減された木材が10%存在する。



四捨五入の関係上、合計があわない場合がある。
出典:平成17年度建設副産物実態調査(国土交通省)

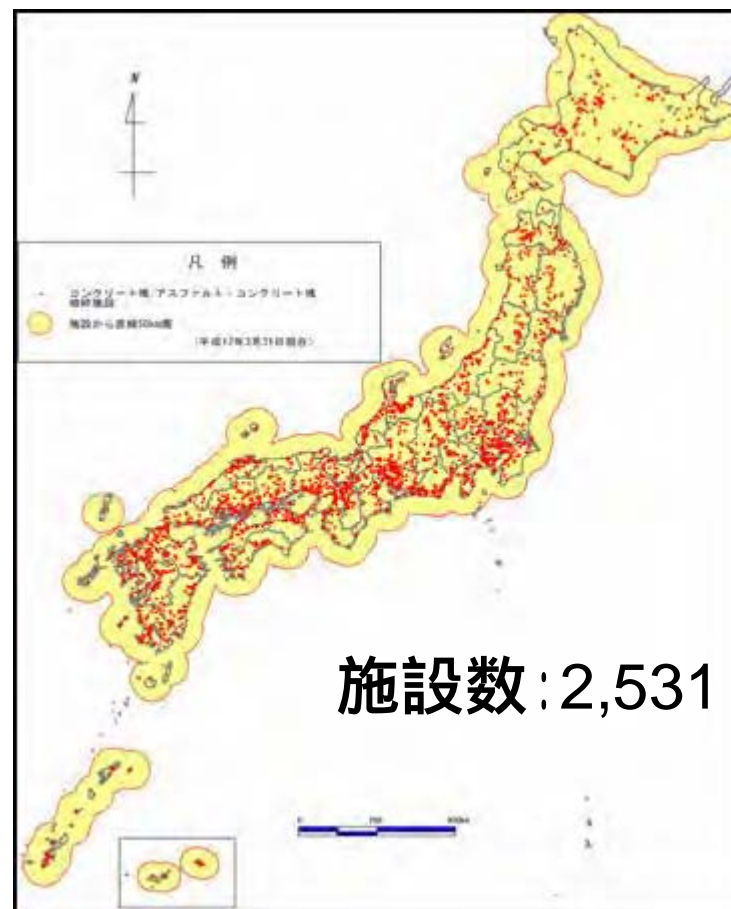
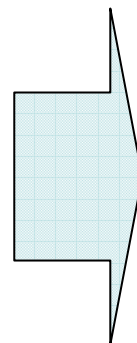
特定建設資材廃棄物の再資源化施設整備状況(1/2)

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設(破碎施設)は、平成17年現在で2,531施設。平成12年から平成17年にかけて741施設増加。
全国に多数の施設が広く分布している(一部離島等を除く)。



平成12年



平成17年

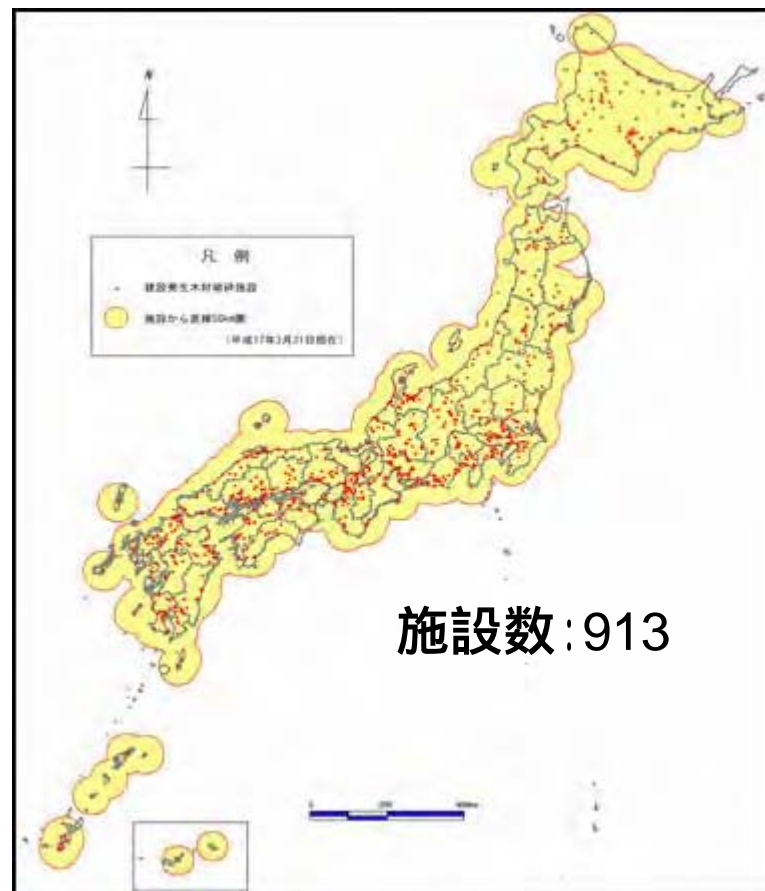
特定建設資材廃棄物の再資源化施設整備状況(2/2)

建設発生木材(伐木材等含む)

建設発生木材の再資源化施設(チップ化施設)は、平成17年現在で913施設。
平成12年から平成17年にかけて675施設増加している。
周辺に再資源化施設が無い地域が一部残っているが、概ね解消されつつある。



平成12年



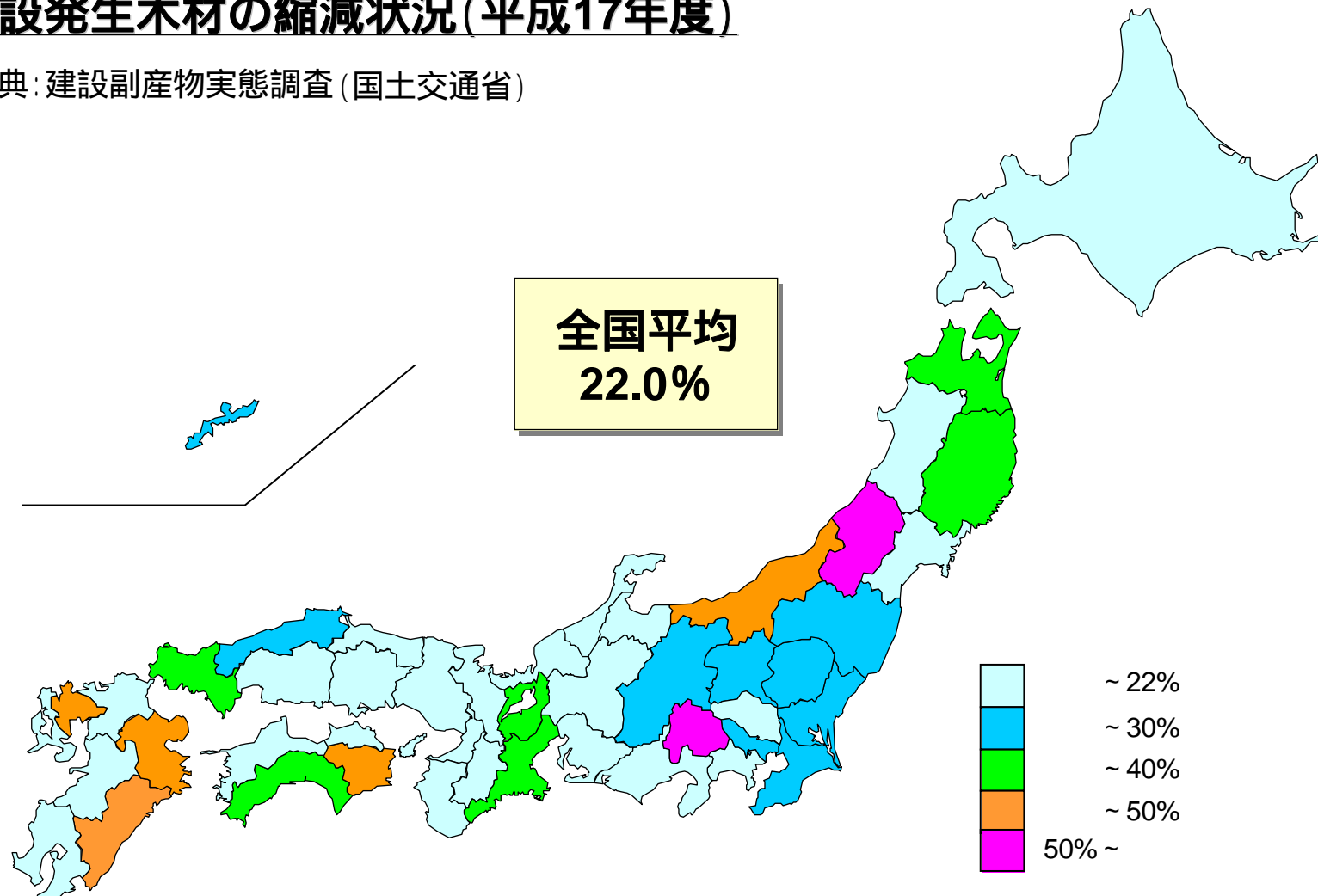
平成17年

建設発生木材の縮減率について

建設発生木材(特定建設資材廃棄物)の縮減率は、都道府県によって大きく差がある。

建設発生木材の縮減状況(平成17年度)

出典:建設副産物実態調査(国土交通省)



品目別のリサイクルの現状

建設リサイクル法の対象品目

コンクリート塊

再生砕石等にほぼ全量リサイクル

H17再資源化率98%

コンクリート塊
アスファルト

再生砕石、再生アスファルト合材等にほぼ全量リサイクル

H17再資源化率99%

建設発生木材

製紙材料、再生木質ボード、燃料等にリサイクル

H17再資源化率68%

H17再資源化等率91%

建設混合廃棄物

分別の上、リサイクル可能品目についてはリサイクル

H12比排出量40%削減(H17)

建設汚泥

盛土材、埋戻し材、路盤材等にリサイクル

H17再資源化率48%

H17再資源化等率75%

建設発生土

多量の土を捨てる一方、捨てた土の3割に相当する量の新材を購入している。

H17建設発生土有効利用率63%

コンクリート塊の再資源化

コンクリート塊の再資源化率は98% (平成17年度)

約2,790万t (平成17年度建設副産物実態調査より)

再生砕石

・再生砕石: 100% ——— 全量、再生砕石として利用。

約360万t (平成17年度建設副産物実態調査より)

再生砂

・土砂: 100% ——— 全量、土砂として利用。

数万トン程度

再生コンクリート骨材

加熱すりもみ法 (その他、偏心ローター式、スクリュウ摩砕方式がある)
(300 で加熱後、磨砕処理して、粗・砕骨材とセメントペーストに分離回収する方法)

・粗骨材: 35% ——— 再生コンクリート骨材として利用。

・細骨材: 30%

・細粒分: 34%

・水分: 1%

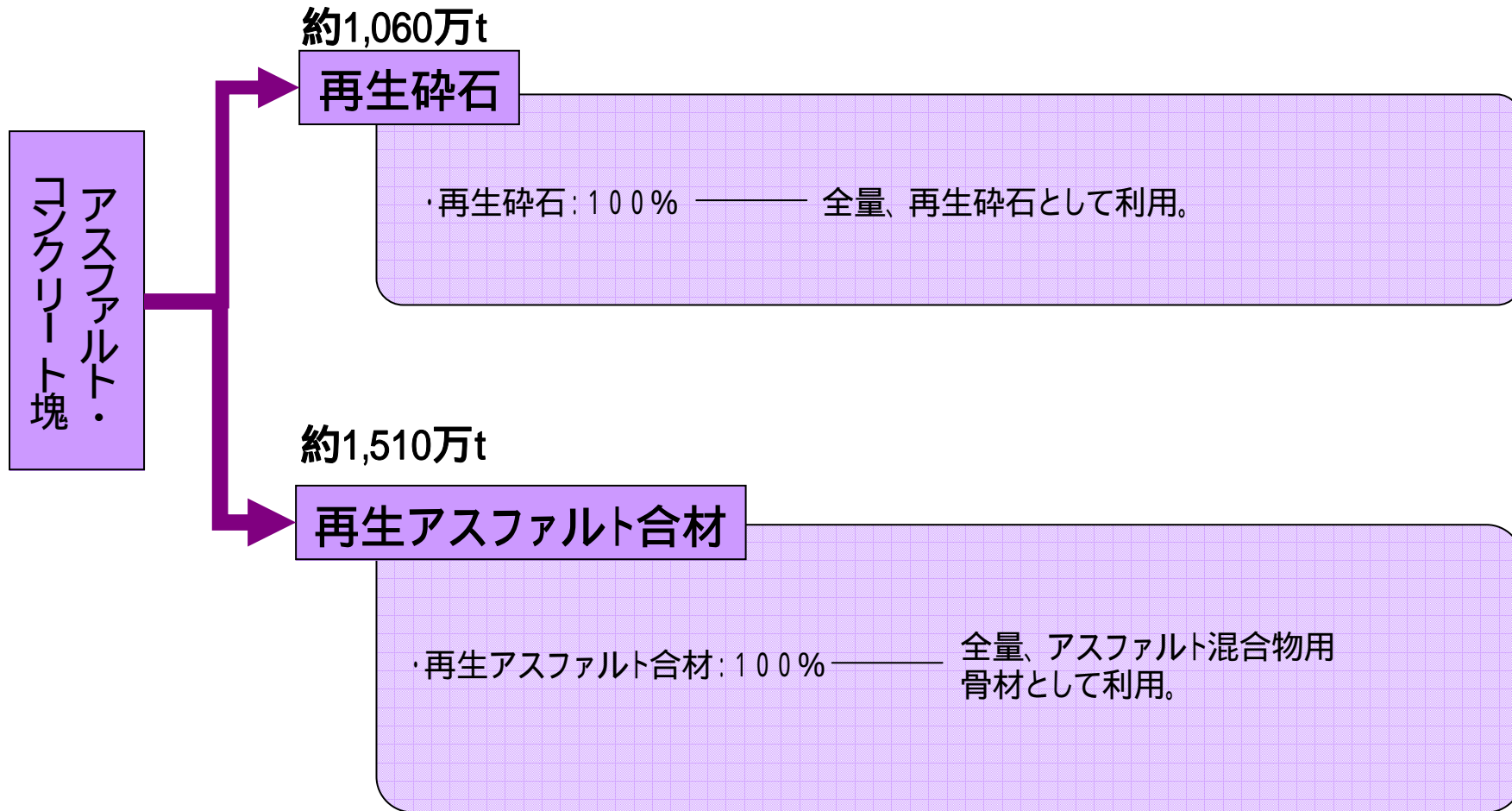
土壌改良材、セメント原料として、技術的には利用可能。しかし、土壌改良材はニーズが少ないこと、セメント原料は再生コストが高すぎて現実的には未だ技術開発過程であることが課題。

加熱による、コンクリート塊からの脱水分。

コンクリート塊

アスファルト・コンクリートの再資源化(1/2)

アスファルト・コンクリート塊の再資源化率は99%(平成17年度)



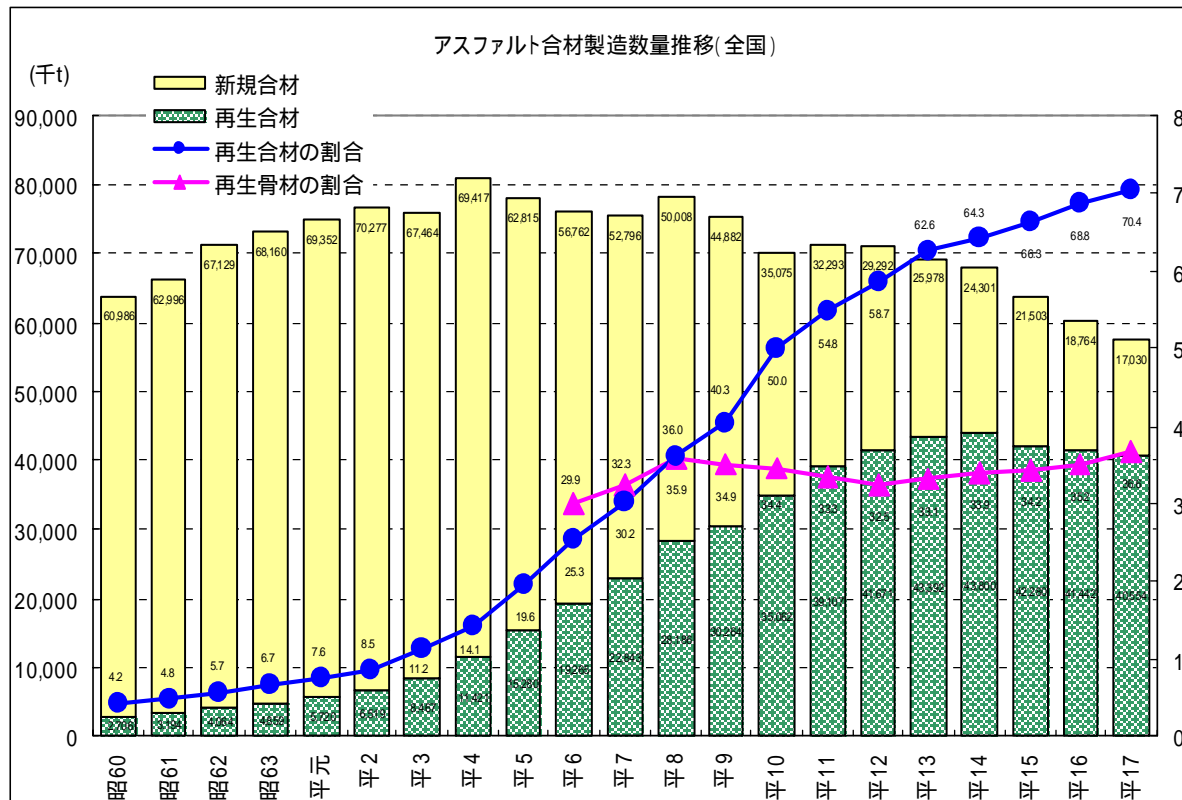
数値は、平成17年度建設副産物実態調査(国土交通省)より

アスファルト・コンクリートの再資源化(2/2)

アスファルト合材に占める再生アスファルト合材の割合は年々増加しており、平成17年度には再生合材比率は70.4%になった。

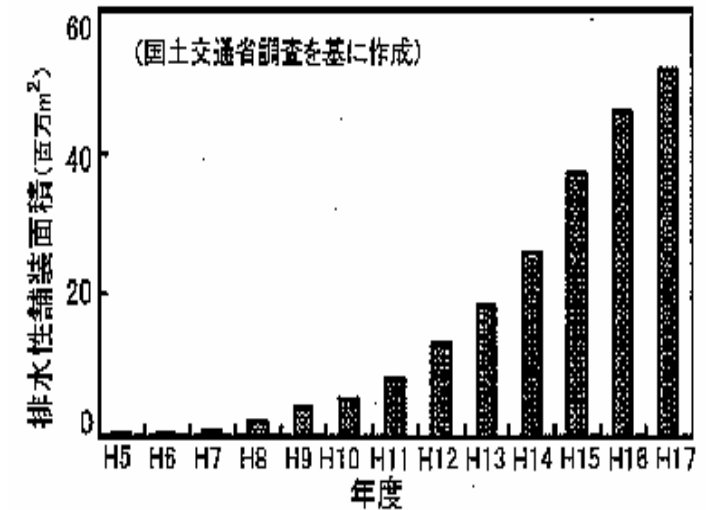
排水性舗装、改質アスファルトなど、リサイクルが困難なAs塊が今後大量に発生する。

アスファルト合材製造数量の推移



出典：(社)日本アスファルト合材協会「ホームページ」及び「アスファルト合材統計年報」より加工

国土交通省直轄国道の排水性舗装面積の経年変化



出典：(社)日本道路協会舗装委員会環境・再生利用小委員会「排水性舗装発生材の再生利用技術確立に向けた直轄国道試験施工の中間報告」(平成18年3月)

建設発生木材の再資源化(1/2)

建設発生木材の再資源化率は68% (平成17年度)
建設発生木材の再資源化等率は91% (平成17年度)



数値は、平成17年度建設副産物実態調査(国土交通省)より

建設発生木材の再資源化(2/2)

バイオマス発電によるおける木材利用量の推移

大型発電施設の稼働など木質バイオマス発電関連施設は増加傾向にあり、近年、地域によっては木材チップの需給逼迫が懸念されている。

平成17年までの木質バイオマス発電における木くず燃料利用量:約230万トン
 平成18年以降に新規・増設見込みのバイオマス発電における木材利用計画量合計:約310万トン
 建設発生木材の場外搬出量のうち未利用部分(平成17年度)は約150万トン

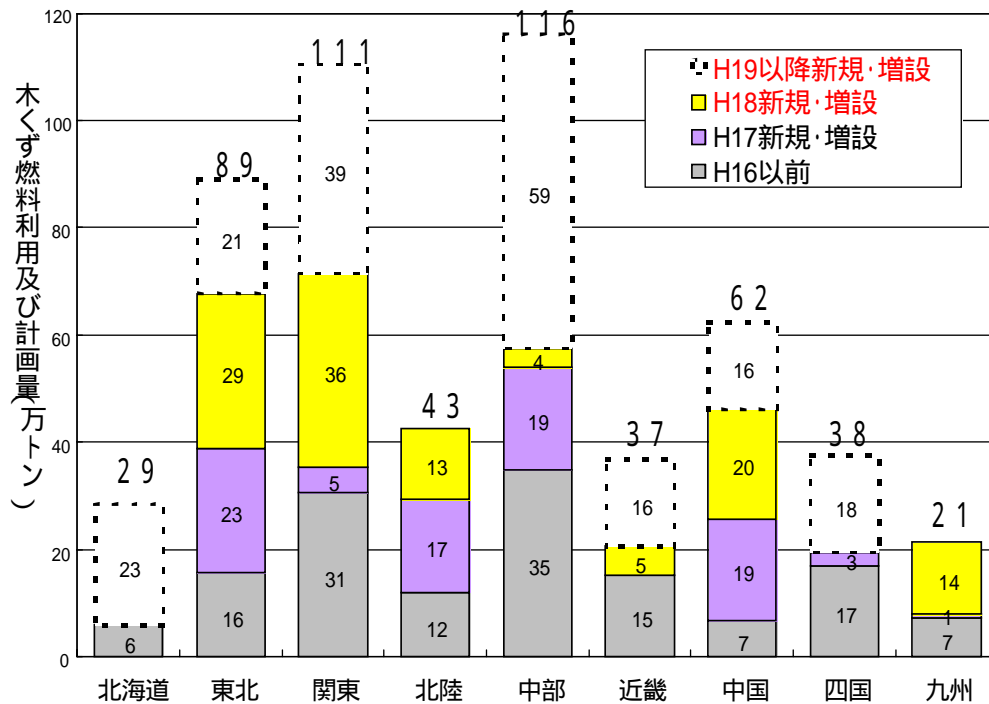
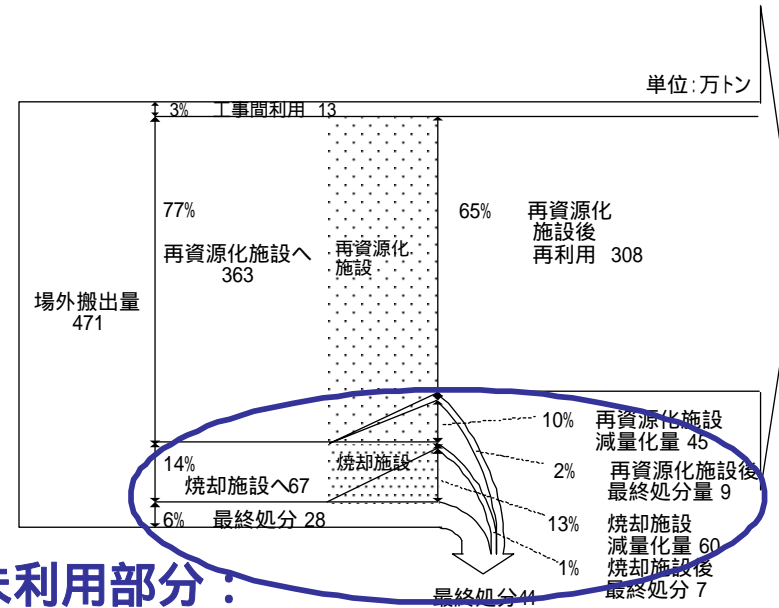


図1.木質バイオマス発電における木材利用量の推移

出典:「INDUST」2006年10月号「建設副産物のバイオマス活用」(全国木材資源リサイクル協会連合会)より国土交通省作成



未利用部分:
約150万トン

図2.全国における建設発生木材のリサイクルフロー

出典:「平成17年度建設副産物実態調査」(国土交通省)

主要建設資材廃棄物におけるリサイクル等の状況

建設資材名	利用量	廃棄物排出量	リサイクルの状況及び課題
土砂 (建設汚泥)	12,500万m ³ (H17:建設副産物実態調査)	540万m ³ (H17:建設副産物センサス)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用用途の競合品である建設発生土が費用を支払って処理されている。 ・再資源化施設が地域的に偏在している。
建設 混合廃棄物	- - - -	290万t (H17:建設副産物センサス)	<ul style="list-style-type: none"> ・現場における分別が進み、中間処理場での選別及びリサイクルが困難なものの割合が多くなっている。
石膏ボード	56,600万m ² (H17:石こうボード工業会推計)	138万t (H17:石こうボード工業会推計)	<ul style="list-style-type: none"> ・新築系廃材は石膏ボードメーカーによる再生ルートがあるが、解体系廃材は再生ルートが未確立。 ・埋立により硫化水素発生のおそれがあるため、H18.6環境省通知により管理型最終処分場での処分を義務付け。
塩化ビニル 管・ 継手	48万t (H17:塩ビ管・継ぎ手協会調べ)	3.1万t (H17:塩ビ管・継ぎ手協会推計)	<ul style="list-style-type: none"> ・再生工場、受入拠点において、廃材を原料として購入している。 ・ただし、再生工場の立地は、全国で18箇所のみ。
板ガラス	130万t (H17:板硝子協会調べ)	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・板ガラスの製造工場は全国で8工場。 ・板ガラスの再生は自動車廃材が主体。
タイル・かわら	55万t(タイル) 160万t(かわら) いずれもH17年度	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・タイル原料が安価であるため、タイル廃材のタイルへの再生は行われていない。 ・かわらへのかわら廃材の混入は3%程度と上限がある。
たたみ	1,000万畳 (H17年度)	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・畳の再生品需要がないため、再生はほとんど行われていない。

3 . 行政庁のパトロール等の実施について

建設リサイクル法の事務処理を行う自治体リスト

一部の市区町村では建設リサイクル法の規定に基づき、都道府県等に代わり、分別解体等や再資源化等の実施に係る事務を行っている。

表: 建設リサイクル法に関する事務を行う市町村の比較(埼玉県の場合) (H19.4.1時点)

分別解体等の実施に関する事務を行う市町村 (建設部局)	再資源化等の実施に関する事務を行う市町村 (環境部局)
義務的建築主事	政令で定める市 (旧保健所設置市)
さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市	さいたま市、川越市
任意的建築主事	
春日部市、狭山市、上尾市、草加市、新座市	
限定的建築主事	
熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、杉戸町、松伏町	
その他	その他
残り 28 市町村: 県の建設部局	残り 68 市町村: 県の環境部局

義務的建築主事: 建築主事を置かなければならない市

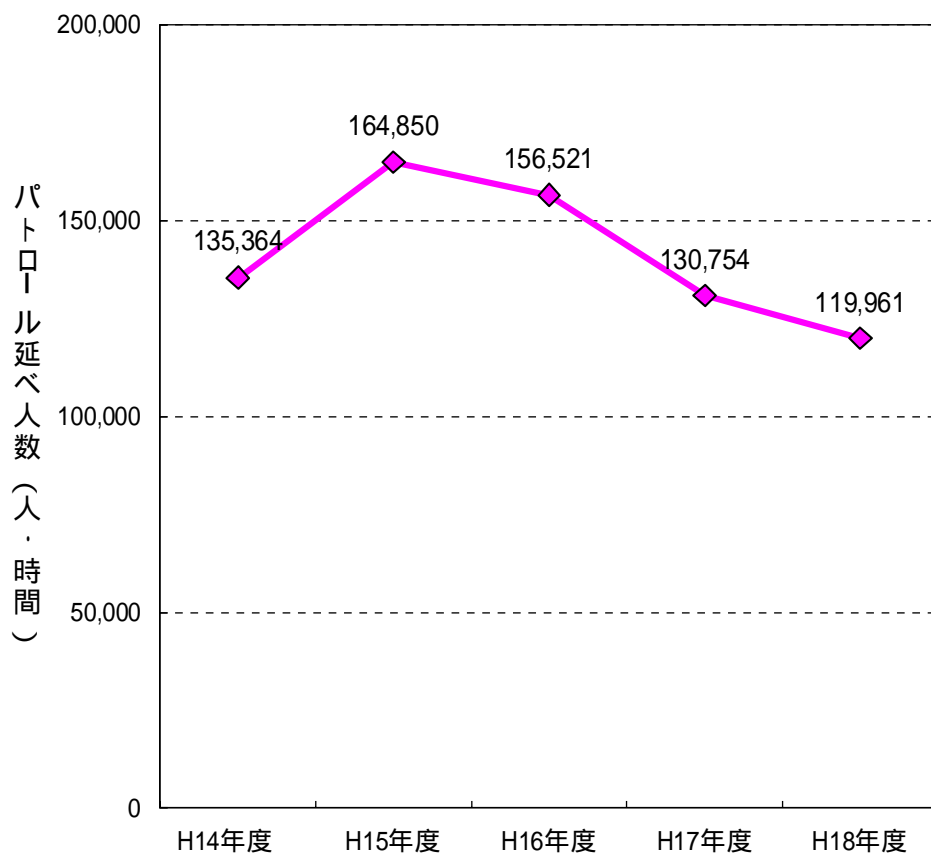
任意的建築主事: 都道府県知事の同意を得て建築主事を置いている市

限定的建築主事: 規模の小さな建築物に関する事務等、一定の事務のみを行う建築主事を置いている市区町村

行政庁におけるパトロール及び助言・勧告等の実施状況

行政庁によるパトロール延べ人数は年間120,000～160,000人・時間 前後で推移し、減少傾向にある。

パトロール延べ時間の推移(建設部局のみ)



H14年度は、平成14年6月～平成15年3月の期間

助言・勧告等の実施状況 分別解体等に係るもの(建設部局)

	H14年度 (H14.6～)	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	合計
助言(第14条)	163	157	148	227	227	922
勧告(第14条)	18	5	4	26	7	60
命令(第15条)	6	1	1	4	0	12
報告徴収 (第42条第1項)	139	491	555	576	472	2,233
立入検査 (第43条第1項)	1,615	3,096	3,240	2,509	2,020	12,480

再資源化等に係るもの(環境部局)

	H14年度 (H14.6～)	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	合計
助言(第19条)	186	200	376	253	170	1,185
勧告(第19条)	4	9	5	0	1	19
命令(第20条)	0	0	0	0	0	0
報告徴収 (第42条第2項)	612	1,733	1,592	1,937	2,200	8,074
立入検査 (第43条第1項)	2,612	5,134	5,404	7,060	11,105	31,315
発注者からの申告 (第18条第2項)	0	0	0	0	1	1

全国一斉パトロールの実施状況(1/3)

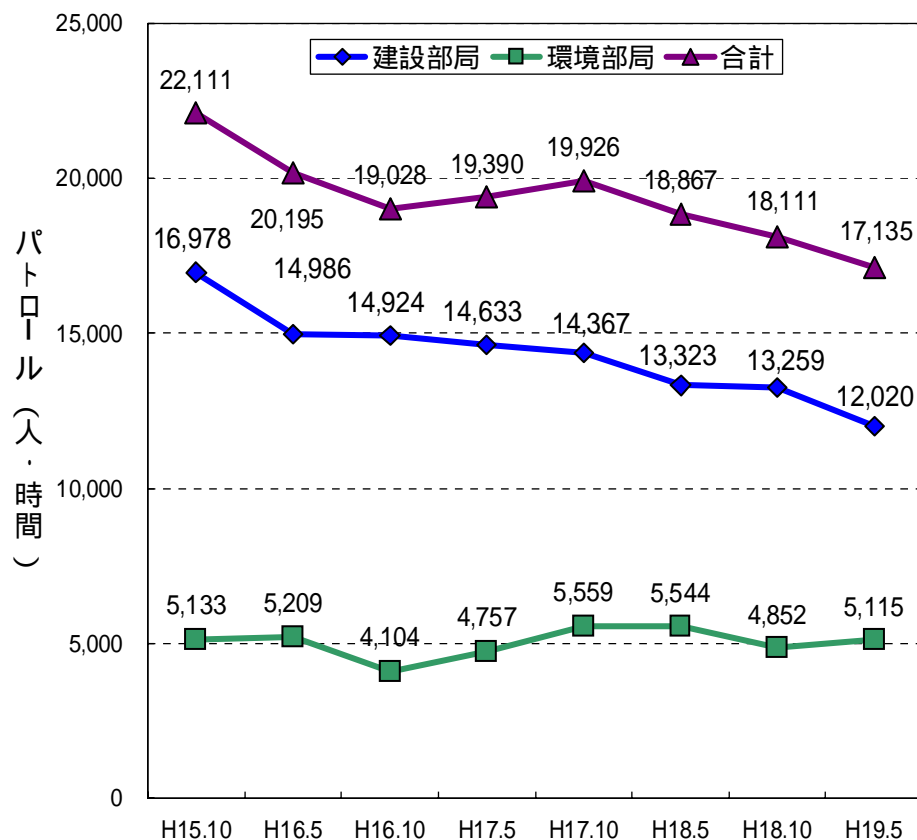
毎年春・秋の2回(5月、10月)に通常のパトロール体制を強化した「全国一斉パトロール」を実施している。

全国一斉パトロールの延べ人数(人・時間)は、やや減少傾向にある。

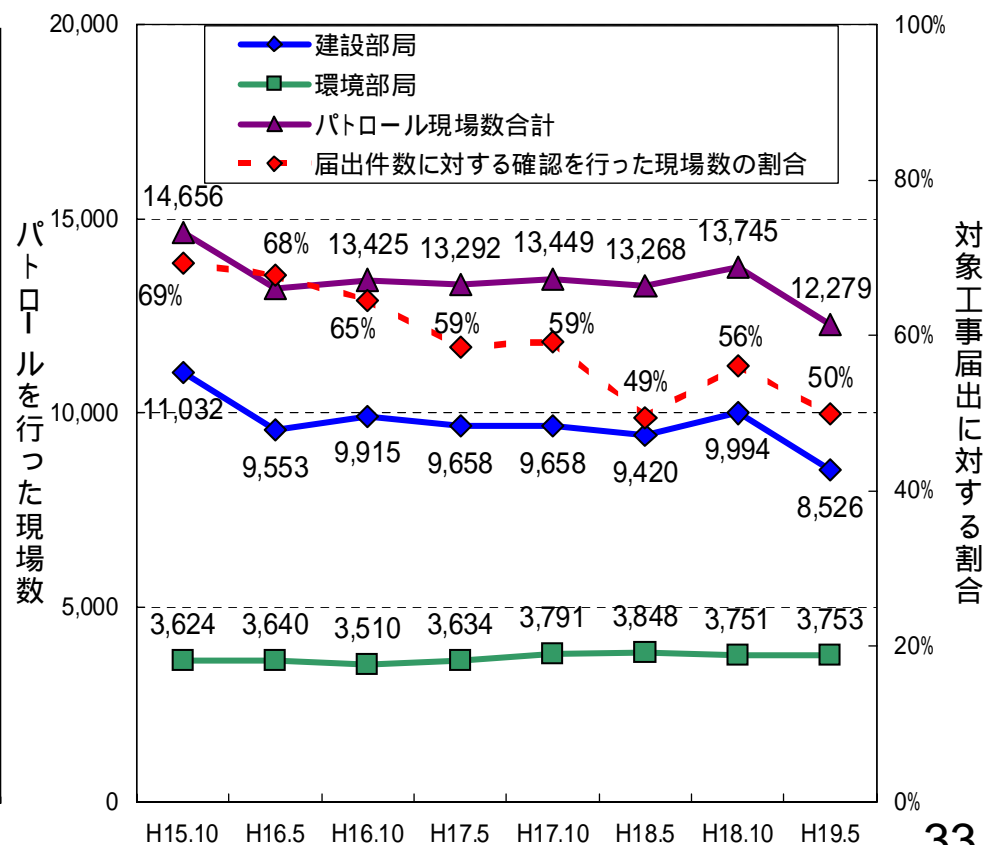
全国一斉パトロールのパトロール現場数は届出件数の半数以上にのぼる。

1回あたり13,000箇所台で推移していたが、H19.5は減少。

延べ時間の推移(全国一斉パトロール)



パトロール現場数の推移(全国一斉パトロール)

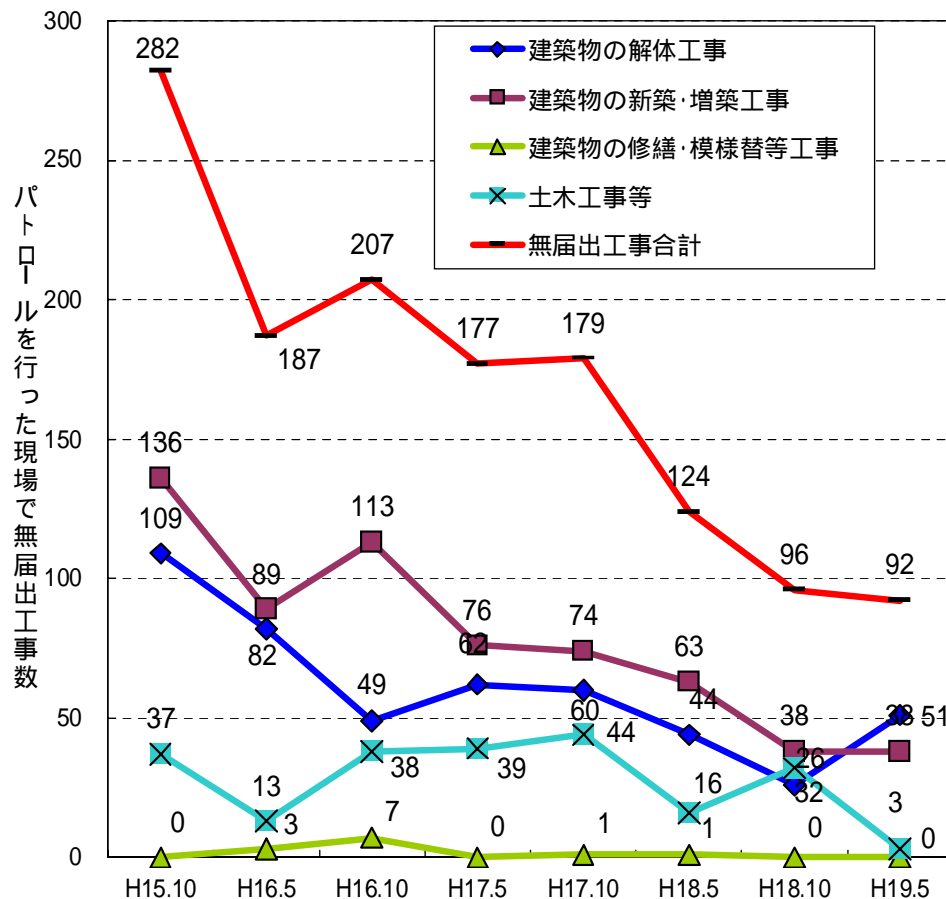


全国一斉パトロールの実施状況(2/3)

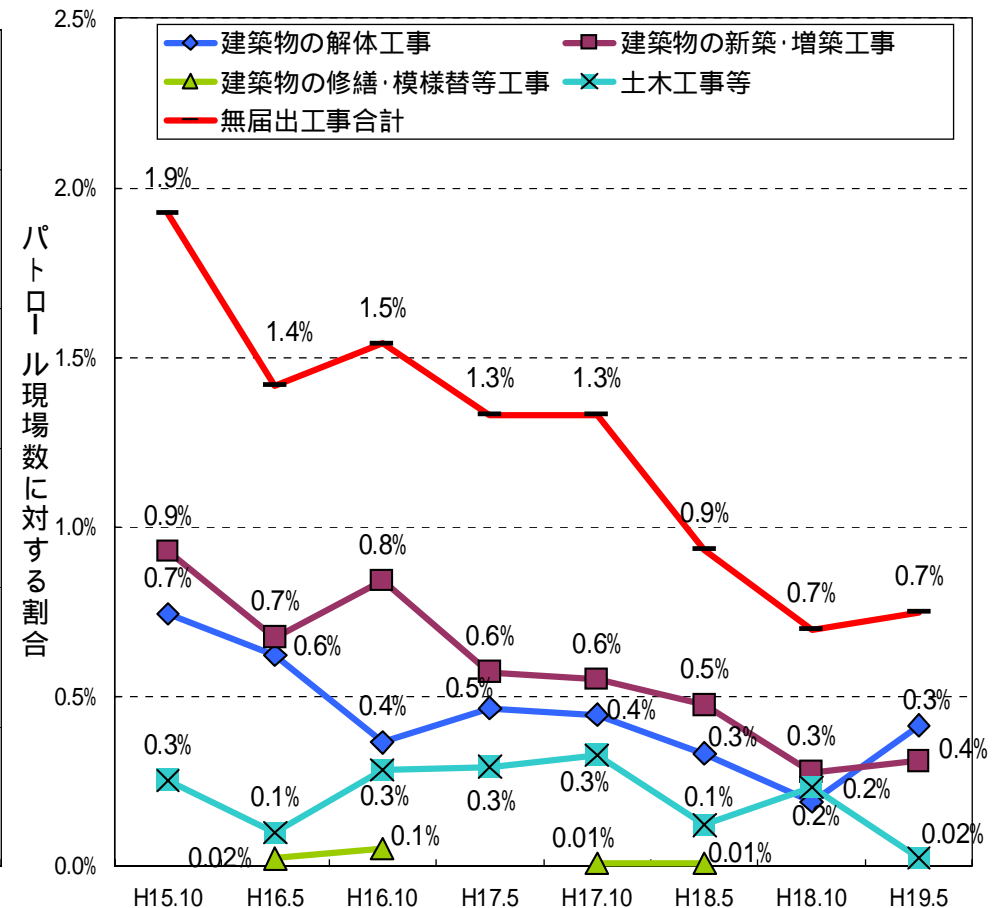
全国一斉パトロールで発覚した無届工事数及び割合は、概ね減少傾向にある。

無届工事のなかでは、建築物の新築・増築工事に関するものが多く、次いで建築物の解体工事に関するものとなっている。

全国一斉パトロールで発覚した無届工事数



無届工事数の割合(全国一斉パトロール)



全国一斉パトロールの実施状況(3/3)

全国一斉パトロール期間中の立入検査は、近年400件前後で推移している。

全国一斉パトロール期間中に勧告・命令が実施された事例は少数である。

全国一斉パトロールにおける建設リサイクル法に基づく助言・勧告等の件数

分別解体等に係るもの(建設部局)

	(件数)							
	H15.10	H16.5	H16.10	H17.5	H17.10	H18.5	H18.10	H19.5
助言(第14条) 1	8	14	15	39	47	59	43	41
上記のうち、無届出(通知)工事	-	0	0	0	0	3	0	1
勧告(第14条) 1	0	1	2	0	1	3	4	0
上記のうち、無届出(通知)工事	-	0	1	0	0	1	0	0
命令(第15条)	0	0	0	0	0	0	0	0
報告徴収(第42条第1項) 2	42	36	29	47	42	21	20	22
上記のうち、無届出(通知)工事	-	24	22	30	23	11	10	13
立入検査(第43条第1項)	530	322	299	461	365	448	355	407

再資源化等に係るもの(環境部局)

	(件数)							
	H15.10	H16.5	H16.10	H17.5	H17.10	H18.5	H18.10	H19.5
助言(第19条) 1	16	19	27	37	43	26	17	37
勧告(第19条) 1	0	0	0	1	0	0	0	0
上記のうち、無届出(通知)工事	-	-	0	-	-	-	-	-
命令(第20条)	0	0	0	0	0	0	0	0
報告徴収(第42条第2項) 2	13	47	8	4	10	2	0	0
上記のうち、無届出(通知)工事	-	-	-	2	1	2	-	-
立入検査(第43条第1項)	1,306	929	1,305	1,459	1,380	1,692	1,554	1,407

1：助言・勧告に従わないときには命令を行う場合があり、これに従わない場合は告発の対象となる。

2：関係者からの聞き取りの結果や提出された報告書、収集した資料などの内容に基づき、告発が適当であると考えられる場合は告発の対象となる。

都道府県等における独自の取組(1/3)

届出・通知者への届出・通知済みシールの交付

建設リサイクル法第10条に基づく届出(公共工事の場合は第11条に基づく通知)済みであることを確認し、無届出施工を抑止するほか、発注者・受注者・周辺住民等の意識向上等に寄与することを目的に、「届出(通知)済シール」を交付し、解体工事の現場標識に貼付するよう指導している自治体がある。

都道府県等における届出・通知済みシールの実施状況(H18.7.10現在)

実施状況	都道府県数
実施済み	23
一部で実施	7
未実施	17

届出(通知)済シール様式(例:東京都)

建設リサイクル法届出・通知済	
受付日	年 月 日
受付番号	
行政庁名	

都道府県等における独自の取組(2/3)

特定建設資材廃棄物リサイクル・適正処理に係る合同パトロール

(八都県市:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、さいたま市、千葉市)

八都県市では、建設リサイクル法全国一斉パトロールの一環として、高速道路において産業廃棄物収集運搬車両を対象に積載物や廃掃法マニフェストを調査

(平成16年度より、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム27)と共同で実施)

調査情報を関係部局へ連絡し、工事現場や再資源化施設等の確認を実施。

平成18年度実施日:平成18年10月23日(月)

実施場所:東名高速道路、東北自動車道ほか
計5箇所

参加人数:230名

調査総数:103台

うち11台に法違反の疑いがあり、
文書指導等を実施

当該調査により把握した情報に基づき、特定建設資材廃棄物に係る再資源化施設への立入調査を実施(1件)

平成19年度も10月23日(火)に実施。

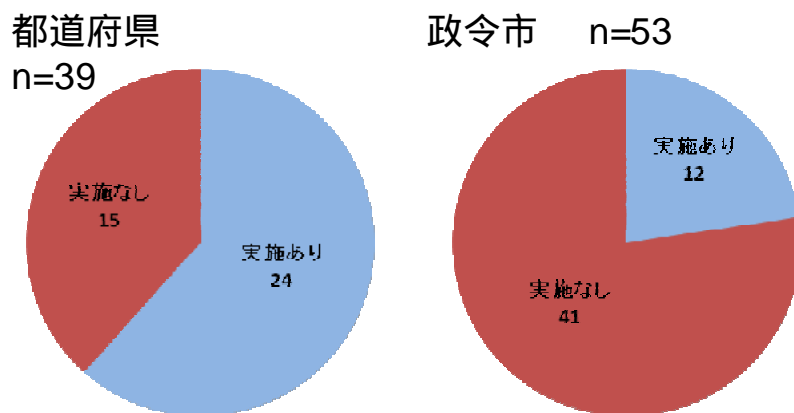


(中央自動車道八王子本線料金所)

都道府県等における独自の取組 (2/3)

再資源化施設に関する情報提供の実施

一部の自治体では、建設廃棄物が適正に再資源化施設に持ち込まれるように、再資源化施設等の情報をインターネット等で提供している。



インターネットによる情報提供
・26自治体
冊子又は文書による情報提供
・4自治体

注： 建設廃棄物の中間処理施設をもって再資源化施設の紹介としている自治体が多い。
政令市の一部では、再資源化施設の紹介を県のHPで行っている。

自治体での先進的な取組事例について

茨城県

建設工事で排出が予想される30品目について、HP上の茨城県内建設廃棄物受入施設マップ(右図)で紹介

横浜市

木くずの再資源化施設の基準を定め、再資源化事業者を登録制度とし、横浜市が発注する建設工事から排出する木くずについて、指定処分を行っている。

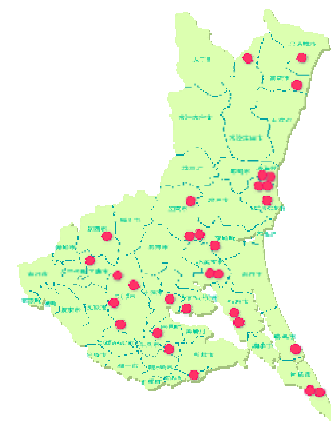


図 茨城県内建設廃棄物受入施設マップ (建設発生木材処理施設)